

## 事業所単位抵触日の管理・通知機能のご紹介

各事業所の抵触日を管理及び、派遣会社への抵触日通知を適正に行うためにe-staffingの事業所マスタと事業所単位抵触日通知機能をご利用頂くことで簡易に管理いただけます！

現在

事業所単位抵触日は各派遣会社へメールやFAX、手渡しなど運用がバラバラで実施状況の管理や内容など工数がかかる。



- ✓ 抵触日通知はしている？
- ✓ 取引のある派遣会社全てに送った？

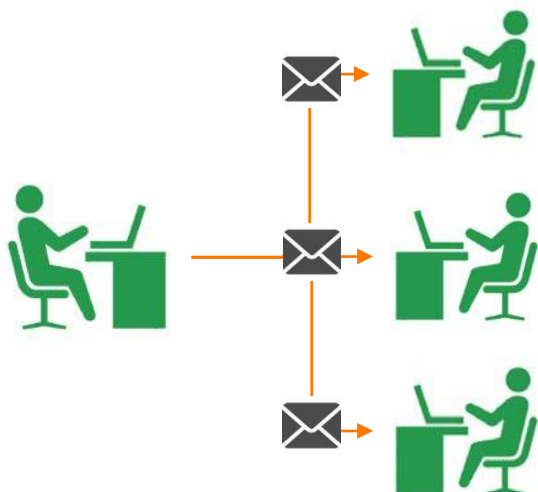
➡ 事業所単位抵触日の通知や管理がとても煩雑

ご存知ですか？

e-staffingの事業所単位抵触日管理機能

今後

日頃活用しているe-staffingで通知も管理も一括管理ができ運用管理などとてもラク！



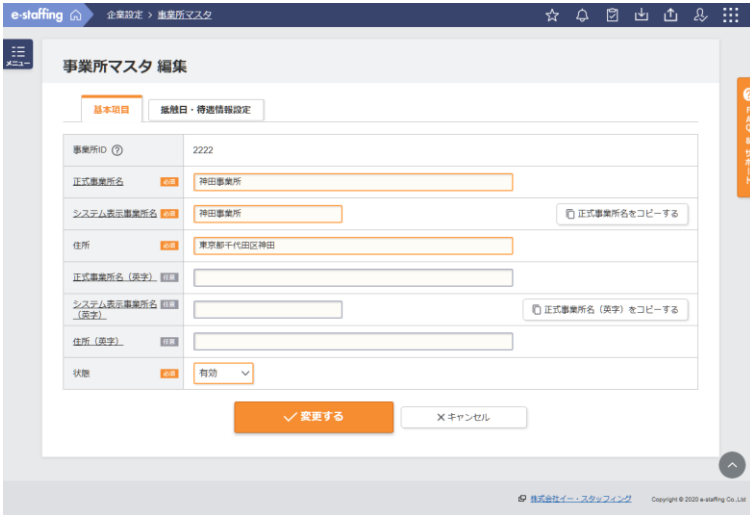
！ 一斉通知が可能！

！ 通知履歴も確認可能！

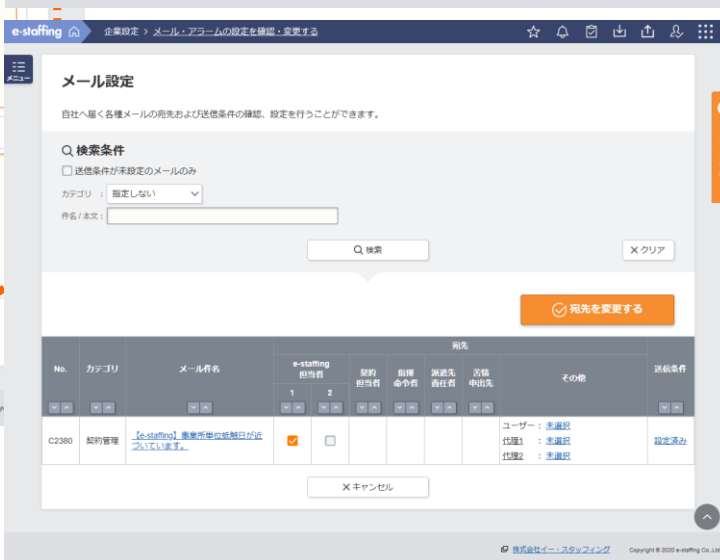
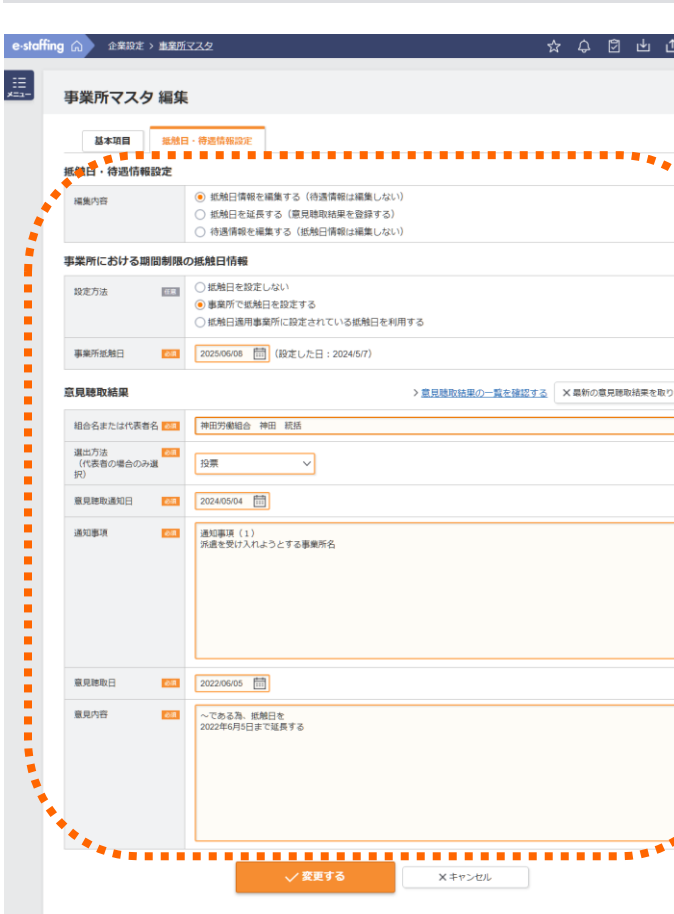
通知漏れが無い等確認や通知もシステムから可能なため、工数をかけずに、コンプライアンスに沿った運用が可能です。

# 事業所単位抵触日管理に当機能をご活用ください

「事業所単位の抵触日や意見聴取結果を各事業所のマスタ内で管理が可能です」



「事業所単位抵触日が近づいた事業所へアラームメールを送信する条件設定が可能です」



# 「事業所マスタで登録した事業所単位抵触日をシステムから派遣会社へ通知できます」

(参考) 派遣会社へ通知されるメールサンプルはメールサンプルをご覧ください。

## 事業所単位抵触日通知

検索条件を指定してください。  
項目左のチェックボックスにチェックされた項目が、すべて検索条件となります。  
※事業所単位抵触日が登録されている事業所、または抵触日適用事業所が通知の対象となります。

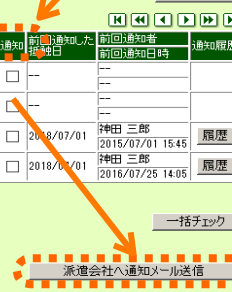
■通知対象事業所	
<input type="checkbox"/> 事業所	検索 <input type="button" value="クリア"/>
<input type="checkbox"/> 抵触日適用事業所	検索 <input type="button" value="クリア"/>
※抵触日を直接管理している事業所や抵触日適用事業所を指定することで、通知対象事業所を検索することができます。	
<input type="checkbox"/> 派遣会社	検索
<input type="checkbox"/> 事業所単位抵触日	年 月 日 ~ 年 月 日 (年月のみの指定も可)
<input checked="" type="checkbox"/> マスタ修正日	2016 年 11 月 01 日 ~ 2016 年 11 月 01 日 (年月のみの指定も可)

通知済を表示しない  
 選択した事業所の抵触日を別途管理している通知対象事業所を検索する  
(この条件を指定した場合、抵触日適用事業所の指定は無視されます)

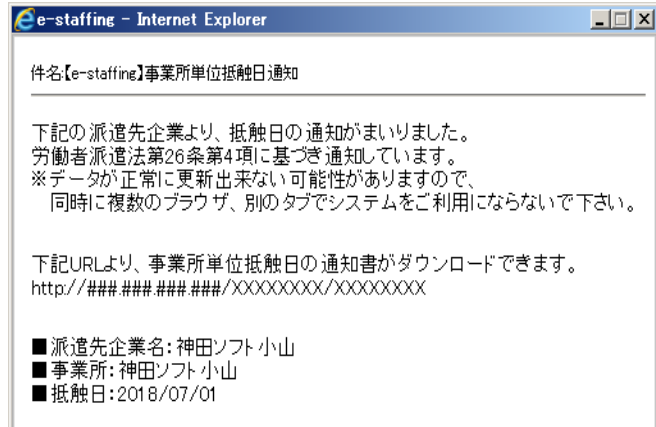
事業所単位抵触日通知対象候補の一覧です。  
通知対象事業所に表示されている事業所が、実際に派遣会社へ通知されます。(※通知口は正式事業所名が記載されます)  
派遣会社に事業所単位抵触日通知メールを送る場合は、対象データの通知欄にチェックを入れ、右下の通知ボタンをご利用ください。  
通知対象事業所に(\*)マークのある事業所は、抵触日適用事業所マスタの情報を表示しています。

4 件中、1 ~ 4 件表示しています。

通知対象事業所	管理対象事業所	事業所単位抵触日	派遣会社	通知	通知した抵触日	前回通知者	前回通知日時	通知履歴
神田ビルディング(*)	神田ソフト神保町1 神田ソフト神保町2	2022/08/01	神保町人材派遣センター	<input type="checkbox"/>	---	---	---	
			銀台町人材派遣センター	<input type="checkbox"/>	---	---	---	
神田ソフト小山	---	2018/08/01	神保町人材派遣センター	<input type="checkbox"/>	2018/07/01	神田 三部	2018/07/01 15:45	<input type="button" value="履歴"/>
			銀台町人材派遣センター	<input type="checkbox"/>	2018/07/01	神田 三部	2018/07/25 14:05	<input type="button" value="履歴"/>



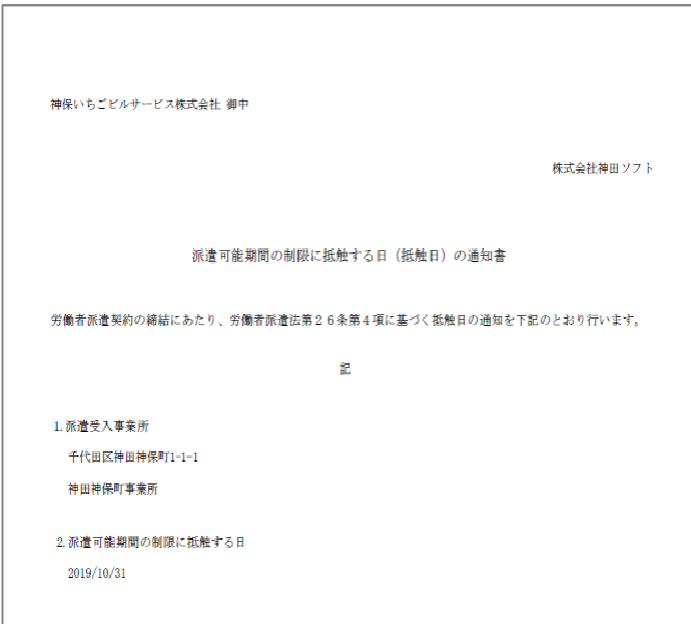
## 「派遣会社へ通知されるメールサンプル」



事業所単位抵触日通知は、  
メール通知でも有効です

## 「事業所単位抵触日通知書サンプル」

(参考) PDFが派遣会社様側ではダウンロード可能となります。



2018/6/10

## 「事業所単位抵触日管理強化機能リリース」

- システムより通知した事業所単位抵触日の通知状況項目追加
- 事業所単位抵触日通知状況のCSVダウンロード機能を派遣先・元ともに新設
- 事業所単位抵触日通知書PDFのダウンロード機能を派遣先側に新設

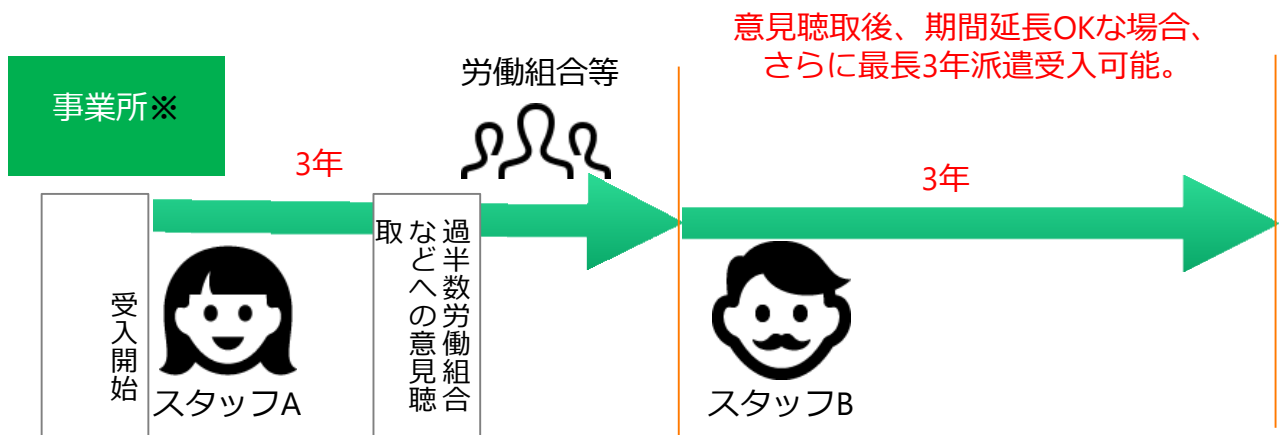
## 【参考資料】 事業所単位抵触日とは

### 事業所単位抵触日とは

2015年9月30日に施行された労働者派遣法改正以降、派遣先の各事業所にて派遣受入可能期間は、最長3年が限度という法律が制定されました。

- ✓ 法改正後に派遣受入開始後、受入事業所において最長3年が事業所単位抵触日となります。
- ✓ 派遣先が3年を超えて派遣を受け入れようとする場合は、派遣先が事業所単位の過半数労働組合などからの意見聴取手続きを行う必要があります。  
(すなわち、過半数労働組合などの意見聴取後、派遣受入期間を延長することに同意が得られない場合、事業所単位抵触日以降派遣の受け入れができません)
- ✓ 事業所単位抵触日は、派遣先から派遣元へ通知することが法律で義務付けられています。

### 【事業所単位の期間制限イメージ】



※労働者派遣受入の「事業所」は「雇用保険法等雇用関係法令における概念と同様」（労働者派遣事業関係業務取扱要領 第8 5(3)ハ）と示されており、「雇用保険の適用事業と同一」と位置づけられています。

具体的な操作について、ご不明な点はサポートセンターへお問い合わせください。

お問い合わせ先：✉ <https://help.e-staffing.co.jp/contact> ☎ 0120-288-187

FAQサイト：<https://help.e-staffing.co.jp/>